

税について考えましょう

～税を考える週間～

少子・高齢化が更に加速していく中で、私たちの生活に欠かせない税について、より深く考えていただくために、11月11日から17日までの期間を「税を考える週間」と定め、全国でキャンペーンを実施しています。

●住民税が変わります

平成18年度税制改正に伴い、平成19年度分から住民税の所得割が（5%～13%の累進税率から）一律10%の比例税率となり、所得税は逆に平成19年分から最低税率10%から5%に引き下げ（最高税率37%から40%に引き上げ）られます。これは、地方が自主性を発揮し、より身近な行政サービスを行うため、国から地方へ3兆円規模の税源移譲が行われるためです。

ご存知ですか？



【住民税の障害者等控除、非課税措置】

納税者本人または納税者の配偶者や扶養しているかたが障害者の場合は、所得税や町県民税の障害者控除の対象となります。

また、納税者本人が寡婦（夫）のかたは寡婦（夫）控除の対象となります。

所得税法や地方税法では、障害者や寡婦（夫）とは、次のかたをいいます。

●障害者

身体障害者手帳などの交付を受けているかた

65歳以上のかたで、障害者に準ずる者として市町村長等の認定を受けているかた（認定の申請などは福祉健康課へお問い合わせください。）

6か月以上寝たきりで複雑な介護を要するかた（医師の証明書が必要）

●寡婦

扶養親族等を有するかたで、夫と死別または離婚した後、婚姻をしていないかた

夫と死別した後婚姻をしていないかたで、合計所得金額が500万円以下のかた

●寡夫

扶養親族の子を有し、妻と死別または離婚した後、婚姻をしていないかたで、合計所得金額が500万円以下のかた

納税者本人が障害者や寡婦（夫）のかたで合計所得金額が125万円以下のかたは町県民税が非課税となります。

障害者控除や寡婦（夫）控除、町県民税の非課税措置の適用を受ける場合は、確定申告や町県民税申告をしてください。給与所得者の場合は年末調整の時に申告することもできます。申告をしないと控除や町県民税の非課税措置の適用を受けることができません。

【問合先】税務課 ☎388 - 1112

